

令和 5 年 12 月

江南市議会総務委員会会議録

12月12日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

---

令和5年12月12日〔火曜日〕午前9時30分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第75号 江南市事務分掌条例の一部改正について

議案第81号 損害賠償の和解及び額を定めることについて

議案第87号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

企画部

会計管理者の補助組織

消防本部

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

請願第3号 布袋ふれあい会館のお風呂の存続を求める請願書

請願第4号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択を求める請願

行政視察報告書について

常任委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

---

出席委員（6名）

委員長 長尾光春君 副委員長 牧野行洋君

委員 宮地友治君 委員 堀元君

委員 伊藤吉弘君 委員 岡地清仁君

欠席委員（0名）

委員外議員（6名）

副議長 石原資泰君 議員 掛布まち子君

議員 大藪豊数君 議員 片山裕之君

議 員 津 田 貴 史 君

議 員 須 賀 博 昭 君

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼総務課長	石 黒 稔 通 君	副 主 幹	前 田 昌 彦 君
主 任	岩 田 智 史 君	主 任	大 池 健 之 君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

企画部長 平 松 幸 夫 君

総務部長 河 田 正 広 君

消防長 上 田 修 司 君

秘書政策課長 梶 田 博 志 君

秘書政策課主幹 田 中 元 規 君

秘書政策課副主幹 山 口 尚 宏 君

秘書政策課副主幹 梶 浦 太 志 君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

酒 井 博 久 君

市民サービス課主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

長谷川 崇 君

財政課長 安 達 則 行 君

財政課副主幹 大 池 慎 治 君

財政課副主幹 伊 藤 俊 治 君

総務課長 今 枝 直 之 君

総務課主幹 横 井 貴 司 君

---

陳述出席者（5名）

請願第3号 岩崎 紗雪 君、岡山 ひさ子 君  
鈴木 真理子 君、荒木 桂子 君  
社本 勝四郎 君

陳述出席者（1名）

請願第4号 矢田 強一 君

○委員長　それでは、定刻より少し早いですが、皆様おそろいでありますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

澤田市長及び我々市議会議員の改選が行われた今年度の統一地方選挙から既に9か月間が経過しようとしております。

本日、令和5年12月定例会の総務委員会に臨ませていただきますが、12月ということで、いま一度今年を振り返ってみますと、実はもうあつという間に過ぎ去った9か月間であったかなあという感が強いと私は個人的には思っております。それだけ充実した期間を過ごさせていただいたということに、皆様に深く感謝申し上げたいと思いますし、また個人的には今これから活動時間としては3倍ぐらいの時間が欲しいかなと思うぐらいの気持ちでいるところでもあります。

我々市議会議員の立場からすれば、いかに活動の中で市民の皆様のために活動できているかということが問われているという仕事であることは間違いないのですが、それが言うまでもなく、次期改選のときに市民の皆様から直接的に評価されるという立場であります。それを忘れずに、日々活動していきたいと思っておりますが、当局の皆様におかれましては、市長を除きまして、直接的に市民の皆様から直接評価される立場ではないというのは重々知っておりますが、それでも市民の皆様のために少しでもよくなるように活動していただければ幸いです。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、市長から改めて御挨拶お願い申し上げます。

○市長　皆さん、おはようございます。

去る11月30日に12月定例会が開会されまして以来、連日終始、慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。ど

うぞよろしくお願いをいたします。

- 委員長　ありがとうございます。それでは、市長は公務のためここで退席をされます。

それでは、本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第75号 江南市事務分掌条例の一部改正についてをはじめ3議案と、請願第3号 布袋ふれあい会館のお風呂の存続を求める請願書をはじめ請願2件の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。参考までに、委員協議会では3件の協議をしたいと思っておりますので、御予定よろしくお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言していただきますよう、議事運営に御協力をお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

---

### 議案第75号 江南市事務分掌条例の一部改正について

- 委員長　最初に、議案第75号 江南市事務分掌条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長　それでは、議案第75号につきまして御説明させていただきますので、議案書の26ページをお願いいたします。

令和5年議案第75号 江南市事務分掌条例の一部改正についてでございます。

次の27ページから28ページには、江南市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）を、次の29ページから31ページには、参考といたしまして、新旧対照表を、32ページには江南市組織一覧新旧対照表を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　32ページの組織図、この中で地域ふくし課、介護保険課、あとふくし支援課ですね。3つあるんですけど、それぞれの役割を改めて教えてください。

○秘書政策課長　新たに設置しますふくし部の、まず地域ふくし課になりますが、こちらにつきましては、福祉分野の総合窓口的な事務を取り扱うということで、まず相談業務があったときには地域ふくし課のほうへ御相談いただきまして支援等が必要になった場合ですけれども、それぞれの課へつないで御案内をさせていただくようなところになります。また、地域ふくし課につきましては、福祉業務に関わる政策的な部分の企画立案などを行うものでございます。

次に、介護保険課でございますが、これは今の介護保険の特別会計、こちらの業務を主な業務といたしまして介護保険全般の業務を取り扱うものでございます。

最後に、ふくし支援課でございますが、こちらは生活保護でございますとか、現在の福祉課の分野から窓口業務といいますか、相談業務を除いた部分を主な業務とするものでございます。

○伊藤委員　分かりました。

あと、地域ふくし課とふくし支援課、この2つの課は相談や申請にお見えになる市民の方が、非常にこれは分かりづらいと心配しているんですが、そ

の点は大丈夫なんでしょうか。

○秘書政策課長　こちらにつきましても、地域ふくし課が立ち上がった際には、市民の方々へ分かりやすいように、周知啓発などを図っていきたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員　あと1点です。これらの3つの課のフロアの配置というのほどのように考えていますか。

○秘書政策課長　フロアの配置につきましては、現在、各課との、総務課も含めまして調整中でございますので、また明確な状況が分かり次第、御説明させていただきたいと思っております。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　よろしいですか。

では、ちょっと1点私から確認させてください。

2点になるかな。ごめんなさい。

まず、29ページで、中野議員が議案質疑されていたんですけれども、経済環境部のところで、商工観光課のほうになるのかな。旧のところで、観光の促進と記載されているのが、地域の魅力発信というのに新しく書き換わっていますということで、文言だけ見ると、やはり議案質疑にもあったように、観光の促進という魅力発信以外のところも含めて、要は事業者に観光に来てもらうような何か企画イベントを促したりとかということも含めてそういう事業があると思うんですね。魅力発信だけになると、魅力発信していません、PRしていませんというだけで収まってしまって範囲としては狭まるような感が非常に強いんですけど、あえてこの観光の促進というキーワードが、要は包括されて全部やります、継続でやりますというのが発信だけでは取れなくなっちゃうんですけど、そこって大丈夫という認識でよろしいでしょうか。

○秘書政策課長　今回、地域の魅力発信という位置づけにさせていただきましたのは、従来の観光の促進など、こういったものにつきましては、シティプロモーションの材料といいますか、そういったところにも大きく関わりが

あるものとなってございます。そういったものを取り入れつつ、観光と行政とも一体となって今回魅力発信を進めたり、新たにそういった江南市の魅力を発信して、市外の方々にも江南市に来ていただくことを推進していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 委員長 分かりました。要望としては、しっかりこの今まであった観光の促進という部分もしっかり包括した形で、PR以外のところもやっていただければということをお願いしておきます。

では、続いて30ページのほうの上の福祉の部分での。これも単純に言葉尻に近いところなんですけど、旧のところは(3)生活困窮者が安心して暮らすことといていたものが、今回、生活困窮者が自立した生活を送ることができるよとっているんですけど、この違いについて具体的に説明していただいてよろしいですか。

- 秘書政策課長 今回、ふくし部につきましては、新たに地域ふくし課を設けさせていただきました。こちらのほう、地域ふくし課のほうで生活困窮者の方々についても窓口としてはまず相談できる状況を考えさせていただいております。実際に支援ということになりますと、当然それぞれの分野ということになりますので、実際に生活保護が必要であるとかそういった場合にはふくし支援課のほうへ御案内するということになってまいりますけれども、そういったところからまず1点業務が変わってくるということになります。

あと、生活困窮者の方々が、今後支援するだけではなく、自立していただきながら生活を送ることが一つの目標だとも思っておりますので、そういったところを推進できるような形にしていきたいということで変更させていただいたものでございます。

- 委員長 ありがとうございます。いいです。

私からは以上で、ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

- 委員長 それでは、須賀議員から本件に関して、委員外議員としての発言をしたいと申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議がないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○須賀議員 ありがとうございます。

ちょっと確認したいんですけど、地域ふくし課をつくって、横断的にいろんな、いわゆる福祉全般、そういった形の相談業務を行うということなんですけど、実際相談業務を行おうとすると、幅広い知識と経験を有した人じゃないと、実際の問題解決ってすぐにはその窓口でつながるわけじゃないもので、実際そういった経験豊かな人員配置というのはどのように考えてみえるのか、再任用を活用するとか、いろいろ案はあると思うんですけども、実際にそのこの窓口というのは一番大事なところだもんで、そこでどのように、ただ単にパートの方を置いてマル・バツつけるだけの話なのか、その辺が一番肝になると思うんで、その辺どういうふうに考えてみえるかちょっとお尋ねしたいと思います。

○秘書政策課長 地域ふくし課につきましては、現在の福祉課のところと高齢者生きがい課の職員を主には異動させるような形で、過去にそういった分野の経験のある職員のほうを配置していきたいとは考えているところでございます。また、今議員のほうからも言われましたように、その場で全てが解決するというのはなかなか難しいというところはございますので、相談業務の中でしっかりと相手方の状況等を聞き取っていただきまして、必要な支援のほうへつなげていくという部分を進めていきたいと考えております。

○委員長 ほかにはよろしいですか。

○須賀議員 ありがとうございます。

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時43分 休 憩

午前9時43分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第81号 損害賠償の和解及び額を定めることについて

- 委員長 続いて、議案第81号 損害賠償の和解及び額を定めることについてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長 議案第81号について御説明申し上げますので、議案書の55ページをお願いいたします。

令和5年議案第81号 損害賠償の和解及び額を定めることについてでございます。

提案理由といたしましては、令和5年7月26日江南市後飛保町地内にて、職員が交通事故を起こしたことにより、市に損害賠償義務が生じたからであります。

56ページには和解及び賠償金調書、57ページには参考といたしまして事故現場説明図を掲げています。

このたびは、市民サービス課職員の不注意により交通事故を起こしましたこと、心からおわび申し上げます。再発防止に向け万全を期すよう指導してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 伊藤委員 これもちょっと本会議で出ていたんですけど、ちょっと重複する部分があるかも分かりませんが、今回の事故のあった交差点なんですけれども、この交差点というのはどちらが優先なんですか。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長 公用車が走行しておりました南北の道路が優先道路となります。

- 伊藤委員 これは一旦停止の義務というか、法令違反とか何かはどんなよ

うな状況なんですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 相手側が走行しておりました東西の道路、こちらのほうが一旦停止の規制がある道路でございます。

○伊藤委員 分かりました。あと1点だけ。

今回こういう事故を起こしたんですけれども、これも本会議のほうで出たんですけれども、再度、各課への注意喚起、この辺りはどのようにされたんでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 各課ということになりますと、ちょっと市民サービス課の範疇を超えてしまうところでございますけれども、まず課内におきましては、朝礼にて交通事故防止のスローガンを唱和したり、また事故した当人に関しましては私個別で注意喚起をいたしたところがございます。

○伊藤委員 分かりました。この辺りも、しっかりと事故のたびにくどく注意喚起していただくと段々事故が減っていくんじゃないかと思ひまして、当たり前にしていただくとこれはまずいもんですから、必ずこういうことが起こったということを各課情報を共有していただいて、しっかりと事故防止に取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 よろしいですか。

では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時47分 休 憩

午前9時47分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

---

議案第87号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

企画部

会計管理者の補助組織

消防本部

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

○委員長 続いて、議案第87号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第6号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入歳出、企画部、会計管理者の補助組織、消防本部、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、各課の人件費などに関わる説明は補正予算の審査の冒頭に秘書政策課が行い、その後、人件費になどに関わる補正予算以外を各課ごとに歳入歳出一括でしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、企画部秘書政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長 それでは、御説明させていただきますので、議案書の121ページをお願いいたします。

令和5年度江南市一般会計補正予算（第6号）でございます。

そのうち総務委員会所管の人件費につきまして御説明をさせていただきますので、132ページ、133ページをお願いいたします。

上段の1款1項1目議会費から、138ページ、139ページの中段2款1項8目布袋駅東複合公共施設費及びその下9目防災安全費を除きまして、144ペ

ージ、145ページの下段2款6項1目監査委員費の監査・審査・検査事業までと各所管事業の共済費でございます。

次に、180ページ、181ページの9款1項1目消防総務費から、182ページ、183ページの3目消防署費の人件費等まででございます。

次に、196ページから201ページには、人件費補正に関する給与費明細書を掲げてございます。

続きまして、別冊の令和5年度12月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の15ページから24ページには、人件費補正に関する支出科目ごとの給与費明細書を掲げてございます。説明は以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 よろしいですかね。

では、質疑もないようでありますので、続いて、総務部財政課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 議案第87号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第6号）の財政課所管につきまして御説明をさせていただきます。

歳入でございます。

議案書の130ページ、131ページをお願いいたします。

19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、別冊でございます。令和5年度江南市12月補正予算説明資料をお願いいたします。

資料の4ページでございます。

一般財源調べでございます。19款繰入金、江南市財政調整基金繰入金の6号補正でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて総務課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長　それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、議案書の130ページ、131ページをお願いいたします。

歳入でございますが、21款5項2目雑入、11節雑入でございます。

続きまして138ページ、139ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の2款1項7目行政事務費で右側説明欄、庁舎等維持運営事業と公用車管理事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時54分　休　憩

午前9時54分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第87号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、この後、請願2件の審査に入りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

---

### 請願第3号 布袋ふれあい会館のお風呂の存続を求める請願書

○委員長 続きまして、請願第3号の審査を行います。

当委員会への傍聴の申出がありました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。傍聴を許可したいと思います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

参考までに、今回、全体で9名の方の傍聴の申込みありましたので、9名の方に入室いただきます。

それでは、請願第3号 布袋ふれあい会館のお風呂の存続を求める請願書を議題といたします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 請願第3号、令和5年11月30日受付。件名、布袋ふれあい会館のお風呂の存続を求める請願書。

請願者、江南市中奈良町熊野48番地、ナビタウン江南2-2-1409、布袋ふれあい会館のお風呂の存続を求める会、岩崎紗雪外505名。

紹介議員、掛布まち子、三輪陽子。

請願趣旨は、請願文書表の別紙1を御覧いただきたいと思っております。

布袋ふれあい会館のお風呂の存続を求める請願書。

請願趣旨。

江南市は古知野町にある老人福祉センターのお風呂を、建物全体の建て替えを機に廃止し、同時に布袋ふれあい会館のお風呂も今年度末で廃止してしまう計画です。

布袋ふれあい会館は建て替え計画などなく、お風呂を廃止する理由は何もありません。設備に傷みが出てきたら、改修工事を行えばよいだけです。

独り暮らしの高齢者にとって、お風呂は健康維持と安心・交流の場です。公共の場での入浴は人の目があり安心です。

近隣市町はどこでも、高齢者の憩いの場として無料または低料金のお風呂を大切に維持しています。江南市はお風呂の廃止を言いながら、行き場をなくす方々への代替策をまだ示していません。

このような趣旨から、以下の事項についてお願いします。

請願事項。

1. 布袋ふれあい会館のお風呂の廃止計画を中止し、存続させること。

以上です。

○委員長 　では、この請願について、意見陳述の申出がありました。意見陳述については、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て、当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べるができるということになっております。また、陳述出席者については5名を希望されております。

意見陳述を許可したいと思いますが、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 　御意見もないようでありますので、意見陳述を許可します。

それでは、陳述出席者の方に申し上げます。

陳述される方はお一人でお願いいたします。また、陳述時間についてはおおむね5分以内でお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○陳述人（岩崎） 　おはようございます。

布袋ふれあい会館のお風呂の存続を求める会の岩崎と申します。

今日はさっきの請願の意見を述べさせていただきます。しばらくよろしくお願いいたします。

江南市は、老人福祉センターのお風呂を建物全体の建て替えを機に廃止し、同時に布袋ふれあい会館のお風呂も今年度末までに廃止する計画を知りました。今まで2つあったお風呂がゼロになってしまいます。

知り合いに廃止の話をする、それは本当に困る、存続させるためには署名やるんだったらやるよと言われました。ふれあい会館は建て替え計画もなく、お風呂を廃止する理由は何もありません。ふれあい会館の前でお風呂がなくなるんですとチラシを渡していたら、若い女性の方があるのにもったいないですね、利用されている方も困りますと話されました。

数年前、知り合いの方のマンションで独り暮らしの方がお風呂で亡くなり、3日か4日たって発見されました。本当に残念なことだと思いました。

独り暮らしの高齢者にとってお風呂は健康を維持でき、おしゃべりができ、交流の場となり、人の目もあり安心してお風呂に入ることができます。

知っている人がお風呂に行って、その地域ではなかなか友達ができなかったけど、お風呂に行くようになってそこでお友達ができて大変よかったという話も聞きました。

近隣の市町はどこでも高齢者の憩いの場として公共のお風呂を大切に維持しています。市はお風呂の廃止を言いながら、行き場をなくす方々への代替りの案を示していません。コロナ禍の中でふれあい会館のお風呂も休みだったので、歩いて四季の湯まで行き大変だったとおっしゃっている方も見えました。

利用者の数は有料化になり、延べ1万人減り、コロナ禍の影響でさらに減り、現在は延べ約8,000人の方たちが利用されています。利用者が減った理由の中にはお風呂まで歩いて行けなくなった。通うことができなくなったのでお風呂に行くのを諦めましたという方もいらっしゃいました。

独り暮らしの方は今後どうしたらよいのでしょうか。お風呂に入ることも、人権の一つだと言われた方も見えました。ぜひふれあい会館のお風呂を廃止するのではなく、存続させていただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長　　ありがとうございました。

これより、委員から陳述出席者の方々への質疑を行います。陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑にはどなたがお答えいただいても結構です。ただし、陳述出席者の方々から委員への質疑はできませんので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○伊藤委員　　今回、請願者のほかに505名と人数が書いてありますよね。これはどのような方法で、どこでどんな形で署名をされたのでしょうか。その辺りちょっとお聞きしたいです。

○陳述人（岩崎）　　大体ちょっと訪問して1件1件お願いしたり、その署名

をお願いした方がさらに5筆集めてくれたりされました。だから大体は会って話をして、してもらっています。だから本当はもっと集めたかったんですけど、何か自分はお風呂に関係ないわみたいなね、言う方もいらっしやったのでなかなか思うような数はなかったんですけど、本当に一人一人話をして署名は集めました。

○伊藤委員 布袋地区なもんですから、例えば署名された方が江南市全域の方なのか、一部の布袋地区の方だけなのかその辺りをちょっと知りたいです。

○陳述人（岩崎） 全域とまでとはいかないけど、布袋地域の方だけではなくて、五明町の人とか江南団地の人とか、また市外の方も署名には参加してくださいっています。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはありませんか。

○牧野委員 具体的な年齢は大丈夫なんですけど、大体どれぐらいの年代の方がよく署名されましたか。

○陳述人（岩崎） 具体的などと言われても……。

○牧野委員 そういうのを把握している範囲で。

○陳述人（岩崎） やっぱり高齢者の方が多いと思います。何か一人一人の年齢聞いているわけじゃないし。

○牧野委員 そうですね。はい。

○陳述人（岩崎） 中には、若い人もいらっしやいますし、割合がどうとかまではちょっと把握していないから。

どうですか。言っちゃいかんのやっただけ。

○委員長 もしお話しされたい方いらっしやいましたら、手を挙げていただいて発言していただく形になりますが、よろしいですか。

ほかには質疑ありますか。よろしいですか。

○牧野委員 ここで1つ提案なんですけど、実際に使われている方の御意見を聞きたいと思うんですけども、そういった方いらっしやいますでしょうか。

○委員長 ではお願いいたします。

○陳述人（岡山） このたびはこうしてお忙しいところ、こういう言う場をつくっていただき本当に誠にありがとうございます。感謝しております。

私もこうして平成14年から20年間お風呂に入れさせていただいております。おかげ様で本当にみんなお友達もたくさんでき……。

名前言わないかんかった。岡山ひさ子です。

こうしてみんなお友達もでき、お風呂に入るとみんな裸の付き合いでいろいろこうして話題も豊富にいただいて。私も83歳になります、ぼちぼち、それでもいろいろと教えていただいて、こうして現在一生懸命頑張っていますので、なるべくならこうしてやめないでいただきたいと思っております。

私もお風呂へ行くたびに足がだんだんよくなりましたもので、足の膝が悪いもので、何とかお願いできませんでしょうか。

今、心臓がちょっとあれなもので、ごめんなさいね。でもどうしてもこの場で言いたかったもので。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

陳述出席者の皆様、傍聴席のほうにお戻りいただきますよう、お願いいたします。

では、これより審査を行います。

各委員からの御意見をお願いいたします。

○伊藤委員 非常に言いにくいんですけども、本請願に対して、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。ちょっと長くなりますけれども。

今回の請願に対して意見を述べる前に、布袋ふれあい会館の浴場の関係について、いろいろとお聞きしている状況をお話しさせていただきます。

まず、浴場の利用人数については、平成15年度に開館して以来、年間2万5,000人から3万人前後で推移している。そうした状況でございますが、平成28年度に約3万2,000人とピークに達したものの、平成29年度から100円、現在は130円と有料化になったことや、コロナ禍の影響もあって、令和4年度には約8,400人、令和5年度の見込みについては約8,200人であり、また年

間の浴場の運営日数が346日で単純に計算すれば1日当たり約25人が利用している状況になります。なお、利用者については市外の利用者が約20%で、浴場を利用する交通手段として自動車が約61%、自転車及び徒歩が約39%で、その中でおおよそ100人の固定した利用者があり、そのうち月10回以上利用している常連の方の割合は60%を占めている状況とのことでございます。

次に、浴場の維持管理コストについては、浴場清掃などの委託料は年間約290万円、プロパン、水道使用などの光熱水費は年間360万円、合計約650万円が浴場の運営に係る維持経費となっておりまして、そして、浴場の給湯器でございますが、この機器の対応年数は3年から5年で、現在5台のうち3台が故障している状況であり、今後、浴場を継続する場合にはその修繕費も発生し、壊れた給湯器を取り替える場合には1基100万円以上の費用が見込まれているとお聞きしている状況でございます。

以上の状況を考慮した上で結論を申し上げますと、繰り返しになる部分もございませうけれども、維持管理経費は年間約650万円、また給湯器の取替え修繕にも1基100万円以上かかる状況の中で、浴場の利用人数は1日当たり25人程度で、約100人の固定された利用者が利用している。そうした特定の少人数の利用者に対して、これだけの経費を、毎年市が負担し続けるという施策はこれからも税収の増加が見込めない中で、やむなく減らしていかなければならない、そうした施策もあるところでございませう。

また、布袋ふれあい会館の浴場が廃止されても、利用者の交通手段を考えると、自動車で市内、市外の民間の浴場やすいとびあ江南の浴場を利用することができること、また統計調査によれば家庭における浴室の保有率は95.5%で、ほとんどの人が家庭にお風呂があると言われていたこと、最後に、高齢者の入浴という楽しみが本当に1つなくなることは気の毒ではございませうけれども、行政がサービスを継続していく上にはより多くの市民にサービスできる新たなサービスを考えていく必要があること、以上の理由と、今議会の掛布議員の一般質問の中で、浴場廃止の代替案を、現在検討中との当局の答弁があったところでもありますので、今後においてはより充実したサービスが提供されることを期待しつつ、本請願については不採択とすべきであると考えるところでございます。よろしく申し上げます。

○委員長　それでは、順番に。

〔発言する者あり〕

○委員長　一人一人、すみません。一言ずつはお願いします。

○岡地委員　それでは、請願の趣旨はよくよく理解をいたしました。平成29年度に有料化がされたというふうに伺っておりますが、この後、コロナ禍、また新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行したというところではありますが、利用者数の減少傾向、また経費の増加がある中で、この浴場の存続には財政的な負担が多くのかかるという、こういう可能性があって当局が廃止を判断されたというふうに思いますが、請願の中ではお風呂を廃止する理由は何もありませんという、そういうことをおっしゃられたわけでありまして、行政のほうとしてもこういった財政的な負担が重くのかかるということだと思っておりますので、したがって利用者のこの推移と費用対効果を鑑みて、市の予算をより効果的に活用して他の優先事項に資金を充てるべきだというふうに考えております。以上でございます。

○委員長　結論で言うと、採択、不採択。

○岡地委員　結論としては採択できません。

○委員長　では不採択ということで。

○宮地委員　私も一応不採択の立場からお話しさせていただきます。

請願書の中にあります、確かに独り暮らしの高齢者にとっては、お風呂は健康維持と安心、そして交流の場というのは本当に私もよく理解できます。江南市には、古知野には4か所の普通の銭湯があり、布袋にもあったかと思うんですけど、古知野の銭湯もなくなったのはやはり公共のお風呂ができたからと私は思っておるんですけども、でもそういう一般のお風呂の交流の場所もなくなり、また公共的なこういった古知野の福祉センターのお風呂もなくなり、布袋のお風呂もなくなるということは非常に残念ではありますけれども、先ほど伊藤委員の方から説明がありましたように、やはりいろいろな面で行政の態勢を見ますと、やはりお風呂の普及率、先ほど全国的には95.5%ということでありましてけれども、持家の方ですと99.3%までの方が、そしてアパートとか借家ですと97.2%という統計も出ておりますので、ほかに交流の場所というのはまた違うところに求めていかなきゃいけないという

のを、私が今思うところでありますので、この請願に対しては非常に申し訳  
ありませんけれども不採択という立場でよろしくお願いいたします。

○堀委員 伊藤委員の御意見でほとんど述べていただきましたので、不採択  
ということをお願いします。

○牧野委員 私も不採択をお願いいたします。

その請願者並びに利用者の方の特にコミュニティーが1つ消えてしまう、  
属している部分が消えてしまうというのは非常に心苦しくは思いますが、そ  
れを踏まえても、やはりお風呂は各自の家にあるということと財政の負担並  
びに市がそれに対してこれから他の案も検討するということを考慮しまして  
不採択と述べさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

では、ほかに御意見はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 よろしいですか。

御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいただくのを  
終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時18分 休 憩

午前10時19分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって請願第3号を採決いたします。

各委員の御意見は不採択とすることですが、不採択とすることに御異議ご  
ざいませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本請願は不採択とすることに決  
しました。

---

請願第4号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意  
見書の採択を求める請願

○委員長 　では、続きまして請願第4号の審査を行います。

請願第4号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択を求める請願を議題とします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 　請願第4号、令和5年12月4日受付。件名、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択を求める請願。

請願者、江南市宮後町大塚12番地、国民救援会尾北支部、支部長、矢田強一。

紹介議員、掛布まち子、三輪陽子。

請願趣旨は、請願文書表の別紙2を御覧いただきたいと思います。

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択を求める請願。

請願趣旨。

日頃、地域住民の暮らしと健康、権利を守るために奮闘されている貴議会の皆様に心から敬意を表します。私たちは日本国憲法と世界人権宣言を指針として、人権と権利を守るボランティア団体の「日本国民救援会」です。冤罪被害者を守り、「無実の人は無実！」と運動をしています。

一たび確定した判決といえども、もし冤罪のおそれがあるならば、高い人道的観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが必要です。

日本の再審制度の立てつけは、「再審をやってください」という最審手続と、実際にそれを受けて行われる再審公判手続という2段階の制度の組立てになっています。多くの再審事件で一段目の請求手続のほうで、検察は頑として認めず、裁判所の再審開始決定に対しても不服申立てをして争うというひどい対応をしています。

再審制度は、実体的真実のために、法的安定性を犠牲にする非常救済手続ですが、法的安定性を強調するあまり、再審の条件をいたずらに厳格かつ形式的に解し、再審の道を開ざすことがあってはなりません。再審制度の本質を無視して、機械的に再審を拒むとするならば、再審制度の存在意義は失われます。現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19条の

みで極めて大ざっぱな規定です。個々の裁判で、裁判所の解釈、運用に全てが委ねられているのが実態です。

冤罪被害者の一刻も早い救済のために、再審法を少なくとも以下の事項について速やかに改正するように意見書の提出を求めます。

請願事項。

1. 再審のための全ての証拠を開示すること。
2. 再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること。

以上です。

○委員長　この請願について意見陳述の申出がありました。意見陳述については、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て、当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べるができるということになっております。また、陳述出席者については1名を希望されております。

意見陳述を許可したいと思いますが、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御意見もないようでありますので、意見陳述を許可します。

それでは、陳述出席者の方に申し上げます。

陳述時間はおおむね5分以内でお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○陳述人（矢田）　再審法の改正について、陳述をさせていただきます。

国民救援会の支部長をやっています矢田と申します。よろしく申し上げます。

今回、再審法ということについて事前にいろんな資料を議員の皆さんには送らせていただきました。一読はされてみえるかなと思いますので、簡略にお話をさせていただきたいと思います。

再審法の請願趣旨にも書きましたけれども、罪を犯していない人が間違った裁判で自由を奪われ、家族や友人も巻き込まれて築き上げた人生を破壊され、最たる場合は死刑ということに生命さえ奪われるという、これが冤罪です。

皆さんも、この江南市でも前、公職選挙法違反でありました。自分はやっていないんだけど、公職選挙法違反で警察に逮捕され、無実だと、今で

も無実だと言っておられます。

しかし、現実的には改めて再審をするということにはなっていませんけど、日本の刑法、再審法というのは、刑法はその後、明治以降ずっと大きな変更をされてきていないんですね。昭和、途中で、日弁連なんかの働きかけもあって、何回か若干の修正をされて、可視化の問題だとかそういうこともされましたけれども、実際は再審法の手続論についての法改正等はやられてきていません。

再審法の改正についての最大の問題は、ここに今日、私、表を作ってきましたけど、裁判というのは検察と弁護人の争いで決まるわけです。検察は警察を通して幾つかの証拠を集めます、事件当時ね。それで裁判になったときに、幾つかの証拠の中で有利なもの、有罪に結びつくものだけを出してくる。無罪に近づくような証拠は一切出さない。そういう戦い方で99.9%の裁判の勝利というのをつくってきています。この結果として、日弁連だとか国民救援会が支援する無罪だと思われる事件については、25の事件が今あるわけですが、幾つかの力の関係で冤罪が今もつくられつつあると、こういう対質は変わっていません。

そこで、今の刑法の中身を幾つか修正していく必要があるんじゃないか。これは各国会議員の皆さんもその必要性については認めておられる。これが全党の皆さんが、再審法改正についてきちんとするべきだということが言われています。

特に問題なのは、証拠の開示の問題と、それから検察がリターンをしていく。一旦再審開始決定を裁判所が行っても、検察側が異議申立てを出すと次の上申ということでエンドレスで繰り返されるということが起こるんですね。それが続くと、もう袴田事件にしても42年かかりましたし、名張毒ブドウ酒事件で言うと、もっと長い時間でもう獄中で亡くなられちゃう。今現在は、妹さんが継続審で戦っておられます、第10次再審をね。

そういう状況がつけられる、その背景に検察の特別抗告というのがあります。日本国憲法がつけられたときに、1つの罪で2回は裁かれないというアメリカのそういう原則があります。2回裁判で争わないということで、その二重の禁止のところの一部削られたり、誤解をされたりして削られて、今、

再審法についての条文というのは憲法第39条に基づいて行われておるわけですが、その辺が曖昧な文章になっていると。裁判所のさじ加減で全てが決められるということもあって、なかなか再審の扉というのは簡単には開かれていないというのが現実です。

ですから、再審開始決定の事例でいいますと、袴田事件でいいますと、裁判が今、再審開始決定が出ました。検察はそれを特別抗告せずに諦めて公判をするという事になって、今、再審公判というのが開かれています。再審決定をすることと裁判の公判をすることは違うことなんですね。まず再審をするかどうかを決める裁判ですから、そこで検察が異議申立て、特別抗告をやって防御するというのは、行政手続上は本来おかしいというふうに私たちは思うわけですが、なかなかそれが改められていないと。

そこで、ドイツなんかでは先行してそういう……。

○委員長 矢田様、すみません。お話し中ですが、もう時間も来てますので、まとめをお願いします。

○陳述人（矢田） 分かりました。

再審公判においての有罪立証を行うことが可能であるということで、確定判決に合理的なものができたら再度判定を行うべきだということで、ドイツの実体的真実な再審法が決められておりますので、ぜひそういうことを御理解いただいて、再審法開始の決議をお願いしたいなあとと思います。

○委員長 ありがとうございます。

これより、委員から陳述出席者の方への質疑を行います。陳述出席者の方におかれましては、委員からの質疑にお答えいただきますようお願いいたします。なお、陳述出席者の方から委員への質疑はできませんのでよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○伊藤委員 私もちよっと専門知識を持ち合わせてございませんので、単純な質問をさせていただきます。

この請願事項の中で、1番はまあいいかなとは思いますが、この2番の再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止を制度化した場合なんですけれども、例えば今より再審請求が増えて、裁判が煩雑になるなどこうした

弊害が起こるのではないかと、私は本当に自分的に単純に懸念するところ  
でございますけれども、これについてはどのような考えでしょうか。

○陳述人（矢田） それは起こらないと思います。

まず無罪かどうかという、本人がね、そのことを含めて、検察に再審申立  
てするわけです。証拠を持っていろんな形で申し立てるわけですので、それ  
を判断するのは裁判所ですし、その段階で裁判所がそれを決めれば別に何も  
検察は問題ないというふうに思います。

これは1つの犯罪で2度裁判を受けないと、こういう原則が日本国憲法の  
中で第9条に体现されているわけですけど、その条文が曖昧で、なかなかそ  
の辺のところ再審法について理解されていないんじゃないかなと私は思っ  
ています。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑  
を終結いたします。

陳述出席者の方は、傍聴席にお戻りいただきますようお願いいたします。

○委員長 これより審査を行います。

各委員からの御意見をお願いいたします。

○伊藤委員 本請願に対して、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

この刑事訴訟法というのは、刑事事件について、公共の福祉の維持と個人  
の基本的な人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにして、刑罰法令を  
適正かつ迅速に適用、実現するために、その手続について定められているも  
のでございます。

同法の再審制度については、確定判決の存在を前提として主として事実認  
定の不当を是正し有罪の言渡しを受けた者を救済するための非常救済手続で  
ございますが、その在り方については様々な意見があるとされているところ  
でございます。

私も冤罪をなくすべく、正当な裁判が執行できるよう思っているところで  
ございますけれども、現在、国の有識者等が慎重な議論を重ねておられます。

冤罪というのは当然あってはならないことですし、許すことは到底できないことは意見陳述の方と私も同じ意見でございます。現在は、刑事事件においては法を犯す者を厳正に処分し、国家の安定を保つことに重きを置く流れと、人権を尊重し冤罪を生まない刑事裁判の在り方を追求する、2つの流れがあって、世界の潮流は一人一人の人権を大事にする方向へ動きつつあると言われてございます。私もそのように感じているところでございます。

しかしながら、今回の再審制度の刑事手続については、地方議会で判断するには専門知識を持っている議員がなかなかいないもんですから、極めて難しく、例えば法務省、最高裁判所、検察庁、日本弁護士連合会の4者が積極的に議論を重ねていただいて、まずは国がその在り方を検討すべきものであって、現時点において、地方議会においては意見することは差し控えるべきではないかと私は考えるところでございます。

以上のことから、本請願は不採択とすべきであるとの考えでございます。以上です。

- 岡地委員　請願の事項で2点ございますが、1点目が再審のための全ての証拠を開示するという事、これにつきましては、私自身も高度な見識等がありませんので、いろいろ込み入ったことをコメントすることは差し控えたと思いますけれども、少し調べてきたんですが、特定の証拠が被告人や関係者の安全を脅かす可能性がある場合、それを非公開にすべきだという考えがどうもあったようでありますけれども、これについては請願にありますように、再審のための全ての証拠を開示することとありますけれども、これについてはできるだけそちらの方向に検討されたらどうかなというふうに考えておりますが、2点目の再審開始決定に対する検察の不服の申立てを禁止するという事につきましては、再審開始決定が法的に不当であると検察が考える場合、この誤りが修正される手段として用いる、またもし検察が再審開始の法的根拠に疑義を呈する場合、その疑念を解消するための機会を設けることが必要ではないかなという立場でおります。

総じて申し上げますと、反対意見は様々だと思いますけれども、法律が変更されることが社会に不安定感を与えて法の予測可能性を失うという、こういう観点でこのたびの請願にはちょっと賛成しかねるということでお願いしま

す。

○委員長 不採択ということで伺いました。

○宮地委員 判決が確定してしまった冤罪被害者を救う唯一の方法が再審請求であり、また結果、無罪が確定した事例についても報道等により承知はしておりますが、今回の請願は、専門家の人たちが何度となく協議を重ねても結論に至っていないという大変厳しい問題だということだと思います。

もちろん冤罪をこの世からなくしたい思いは私も一緒でありますし、請願を出される方と全く同じ思いであります。専門家の人たちがいまだに結論を出せない問題に同情心とにわか知識ですね、私も本当にネットなんかでいろいろ調べてみたんですけども、このにわか知識でこの問題を判断するにはかなり無理が私にはあると思っております。地方議会が無責任に賛成することは困難ではないかなと思って、私の考えですね。請願者のお気持ちは本当にお察ししますが、判断は専門家に委ねるとし、私としては無責任に賛成しかねるため、この請願に対しては反対といたします。

○堀委員 各議員が言われましたように、この問題は国の司法制度全体の在り方に密接に関係があると思います。その是非の判断について、我々の専門的知識を持たない地方議会がこれはその請願に対しては非常になじまないということがございますので、この請願に対しては不採択ということをお願いします。

○牧野委員 私も、請願は不採択でお願いいたします。理由は、請願者の矢田さんの意見、特に公平を保つということと、無実の人は無実にとというのは、その心境的に非常に同調しますが、ほかの議員の方もおっしゃっていますように、これを判断できるだけの知識がまだ足りないものですので、それを基にその議員として、地方議会としてそれを取り上げるということはなかなか難しいと判断しましたので、不採択という意見になります。以上です。

○委員長 ほかに御意見はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいただくのを終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休 憩

午前10時41分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって請願第4号を採決いたします。

各委員の御意見は不採択とすることですが、不採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 本請願は不採択とすることに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

#### 行政視察報告書について

○委員長 では次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題とします。

報告書につきましてはタブレット端末に配信しております

去る10月17日から19日まで、東京都府中市、埼玉県所沢市の埼玉西武消防組合、埼玉県深谷市を行政視察していただいた報告書について御協議をお願いいたします。

なお、あらかじめ所管については記載するようになっておりましたことから、既に記載してありますので、お願いいたします。

それでは、何か御意見があればお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、御意見もないようでありますので、このまま本定例会において提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

---

#### 常任委員会の研修会について

○委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会についてを議題とします。

本件につきましては、去る9月の委員会におきまして、建設産業委員会と

合同で実施してはどうかと御提案をさせていただき、その後の調整については正・副委員長に御一任いただいております。

そうしたことから、検討した結果を本日ご報告させていただきます。

講師につきましては、一般社団法人スマートサプライビジョン特別講師、糸日谷美奈子氏。

研修テーマについては、東日本大震災から学ぶ防災対策について。

日程については、令和6年1月19日金曜日、午後1時30分から午後3時30分としたいと思います。

また、今回は建設産業委員会との合同研修会としたいと思います。このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、そのように決定させていただきます。

なお、詳細につきましては正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

---

### 市民と議会との意見交換会について

○委員長 では次に、市民と議会との意見交換会についてを議題とします。

本件につきましては、去る9月の委員会におきましては、区長と行ってはどうかとの御意見をいただき、その御意見も踏まえ、正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

日程につきましては、令和6年2月7日水曜日、午前10時から午前11時30分。

場所につきましては、Home & n i c oホール2階、第1会議室。

意見交換を行うテーマと相手方は、区・町内会の現状と今後の課題についてをテーマに区長・町総代と行いたいと思います。

なお、区長・町総代には案内文を送付し、自由参加としていきたいと思っております。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、そのように決定させていただきます。

なお、決定したテーマに対しての配付資料におきましては、正・副委員長で協議し決定していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、それではそのようにさせていただきます、後日御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては正・副委員長に御一任いただき、改めてお知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

では、閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本日は委員の皆様及び市当局の皆様の御協力によりスムーズに進行することができました。委員長として改めて感謝申し上げます。

本日、冒頭でも申し上げましたが、12月ももう中旬に入っております。残り僅か、あと20日ということになっております。公私共々、皆様慌ただしい日々がこれからも続くことになるとと思いますが、健康第一として日々の活動を精力的に行っていただけましたら幸いかと思います。総務委員会の委員の皆様及び市当局の皆様の御隆盛と御多幸を祈念し、私から閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午前10時46分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

総務委員長 長尾光春